

粉じん計較正証

粉じん計の名称 及 び 型 式	デジタル粉じん計 LD-3K2
製 造 番 号	111XXX
較 正 証 番 号	S13XXXX

上記の粉じん計は、粉じん障害防止規則第 26 条第 3 項の規定に基づ
く裏面のとおりに粉じん計の較正を行ったことを証明します。

発行日：2021 年 4 月 1 日

登録較正機関：(公社)日本作業環境測定協会 ㊞

(精度管理センター)

注) 粉じん障害防止規則第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 4 第 2 項の測定又は第
26 条第 3 項の測定に使用する場合は、1 年以内ごとに 1 回、定期的に較正を受
けることとされています。

次回較正の際にはこの較正証を必ず一緒に送付してください。

粉じん計を廃棄した場合は、本較正証を精度管理センターへ
返還してください。

